

# 募 集 の 公 示

下記のとおり公募に付する。

記

## 1 公募に付する事項

世界の法令・判例等に関する各種情報の提供

## 2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) その他の条件は、「公募についての説明書」のとおり。

## 3 契約条項を示す場所

埼玉県和光市南2丁目3番7号 税務大学校和光校舎 総務課会計係

## 4 申込書等提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和8年2月13日（金）17時00分
- (2) 提出場所 税務大学校和光校舎 総務課会計係

## 5 契約書の作成の要否 作成をする。

## 6 申込書の無効

本公示に示した資格のない者の提出した申込書は無効とする。

以上公示する。

令和8年1月28日

埼玉県和光市南2丁目3番7号

支出負担行為担当官

税務大学校副校長 江崎 純子

# 公 募 に つ い て の 説 明 書

## 1 件名

世界の法令・判例等に関する各種情報の提供

## 2 仕様

別紙1「仕様書」のとおり。

## 3 契約予定期間

契約締結日から令和9年3月31日

## 4 公募方法

公募は下記5の資格を有する者が、下記6の提出書類を下記7の提出場所等までに提出する方法により実施する。

## 5 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) その他の条件は、別紙1「仕様書」のとおり。

## 6 提出書類

申込者は、別紙2-1「情報サービスの提供（公募）申込書」、別紙2-2「申込条件証明明細書」、別紙3「指名停止等に関する申出書」及び別紙4「誓約書」（役員等名簿を含む。）（以下「申込書等」という。）各1部を提出すること。  
なお、代理人が提出する場合は別紙5「委任状」1部を併せて提出すること。

## 7 申込書等の提出場所等

(1) 提出場所 〒351-0195 埼玉県和光市南2丁目3番7号  
税務大学校和光校舎 総務課会計係

(2) 提出期限 令和7年2月13日（金）17時00分

## 8 公募の実施方法

- (1) 公募に参加しようとする者は、募集の公示及び公募についての説明書の内容を十分承知しておくこと。
- (2) 疑義がある場合は、下記12(2)の問合せ先に説明を求めることができる。
- (3) 申込書提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 申込書を受理した後、当校の仕様に合致している者については、当校からの求めに応じ「見積書」及び「定価表等の資料」（以下「見積書等」）を提出する。
- (5) 見積書等の金額は消費税等を含むものとし、宛先名は「支出負担行為担当官 税務大  
学校副校長」とする。

## 9 申込書の無効

本説明書に示した資格のない者の申込書は無効とする。

## 10 契約予定者の決定方法

### (1) 申込みが1者の場合

当校の仕様に合致している場合で、かつ、見積金額が当校の予定価格の範囲内である場合は、当該申込者を契約予定者に決定する。

なお、本件公募については、令和8年度予算が成立し、予算の執行が可能となったときをもって、契約予定者を契約の相手方に決定し、契約を締結する。

### (2) 当校の仕様に合致している申込みが2者以上の場合

本件公募においては契約予定者を決定せず、別途、一般競争入札を行う。

## 11 契約書作成の要否 作成を要する。（別紙6「契約書（案）」のとおり。）

## 12 その他

### (1) 提出書類

イ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ロ 一旦受領した書類は返却しない。

ハ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は、契約担当官等が特に必要を認めた場合を除き認めない。

### (2) 問合せ先

イ 手続に関すること

税務大学校 総務課 会計係 井戸

電話 048-460-5000（内線2120）

ロ 仕様に関すること

税務大学校 研究部 佐藤

電話 048-460-5000（内線2560）

## 仕様書

### 1 件名

世界の法令・判例等に関する各種情報の提供

### 2 目的

各国税務行政の執行体制に関する最新情報を把握し、税務大学校の事務の遂行に役立てるため、世界各国（地域）の法令等、判例、企業情報、新聞記事及び専門誌等の広範な情報を、オンライン上で即座に収集できる情報データベースを整備することを目的とする。

### 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

### 4 内容

世界の法令・判例等に関する各種情報の提供

### 5 当該業務を請け負う者の要件等

#### (1) オンラインによる情報提供

請負業者のデータベースにオンラインでアクセスすることにより、いつでも請負業者の保有する情報を検索、印刷及びダウンロード等することが可能であること。

#### (2) データベースの利用者の範囲

当該データベースの利用者の範囲は、税務大学校が認めた者とすること。

#### (3) ユーザー数

無制限とすること。

#### (4) 料金体系

料金体系は、原則として使用量無制限の定額制とし、従量課金等により契約金額以外の追加費用が発生しないものとすること。

#### (5) データベースの内容

少なくとも以下のデータを収録していることを要すること。

イ 世界各国（地域）の法令（評価ツール）等、判例、ロー・レビュー（ロースクールの紀要）

ロ 租税条約

(イ) 世界各国（地域）の二国間及び多国間租税条約

(ロ) モデル租税条約

ハ 世界各国（地域）の企業情報（5,000万件以上の企業情報を収録していること）

ニ 世界各国（地域）の新聞、税務・法律等の専門誌（デイリー・タックス・レポート等）、ビジネス誌、テレビ・ラジオの放送原稿（トランск립ト）

ホ 世界各国（地域）の産業レポート、業界レポート、Mergerstat M&A Database（50,000件以上の国際的なM&Aトランザクション）

Business Monitor International(50種類超えるBMIのレポート)、EIU(Economist Intelligence Unit)を含む。

ヘ 実務解説書、Matthew Bender出版物3,800誌以上、Law360 Tax Authority（米国の連邦及び主要各州、そして国際税務に関するデイリーニュース）、MLex出版物（米国及び各国の

税制当局の動向分析と実務への影響をまとめた隔週のジャーナルのアーカイブ)

(6) データベースの検索及びダウンロード

上記(5)について次の条件により抽出したデータのダウンロードが可能であること。

イ 任意の期間（日、月、年等）

ロ 任意の条件（固有名詞等）

なお、データ抽出に当たっては、一つの検索式において複数の論理演算子を用いることにより、詳細な検索条件の設定が可能であること。

ハ 任意の時点（少なくとも過去3年間のデータを保存していること）

(7) データベースの更新

請負業者は保有する情報について、情報の種類に応じた適切な期間毎にデータベースの更新等を行い、最新の情報を迅速に提供できることにすること。

(8) データベースの利用法・活用法等に関する研修の実施

当校から要望した場合には、当該データベースの利用者に対して、データベースの利用法・活用法等に関する研修を実施すること。なお、研修の形態は、原則、利用者が当該データベースを実際に使用して行う実地研修とすること。

(9) サポート体制

当校からの質問・問合せ等に対して、日本国内において電話によるサポートサービスを提供すること。

(10) 請負業者の資格

過去に同様の業務内容について受託経験があること。

## 6 その他

この仕様書に定めのない事項については、当校担当職員の指示に従うものとする。

## 情報サービスの提供(公募)申込書

件名：世界の法令・判例等に関する各種情報の提供

申込者	企業名・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
	代理人氏名	
	連絡担当者	氏名
		役職
		電話番号
		(代表・直通)
FAX番号		

※ 別紙2-2「申込条件証明明細書」を併せて提出すること。

## 申込条件証明明細書

(別紙2-2)

仕様書上の項目番号			要求要件	証明事項	提出資料等記載箇所	
5		当該業務を請け負う者の要件等				
5	(1)	オンラインによる情報提供	請負業者のデータベースにオンラインでアクセスすることにより、いつでも請負業者の保有する情報を検索、印刷及びダウンロード等することが可能であること。			
	(2)	データベースの利用者の範囲	当該データベースの利用者の範囲は、税務大学校（以下「当校」という。）が認めた者とすること。			
	(3)	ユーザー数	無制限とすること。			
	(4)	料金体系	料金体系は、原則として使用量無制限の定額制とし、従量課金等により契約金額以外の追加費用が発生しないものとすること。			
	(5)	データベースの内容	少なくとも以下のデータを収録していることを要すること。 ・世界各国（地域）の法令（評価ツール）等、判例、ロー・レビュー（ロースクールの紀要）			
	(5) イ		租税条約 (イ) 世界各国（地域）の二国間及び多国間租税条約 (ロ) モデル租税条約			
	(5) ハ		世界各国（地域）の企業情報（5,000万件以上の企業情報を収録していること）			
	(5) ニ		世界各国（地域）の新聞、税務・法律等の専門誌（デイリー・タックス・レポート等）、ビジネス誌、テレビ・ラジオの放送原稿（トランスクript）			
	(5) ホ		世界各国（地域）の産業レポート、業界レポート、Mergerstat M&A Database（50,000件以上の国際的なM&Aトランザクション） Business Monitor International（50種類を超えるBMIのレポート）、EIU（Economist Intelligence Unit）を含む。			
	(5) ヘ		実務解説書、Matthew Bender出版物3,800誌以上、Law360 Tax Authority（米国の連邦及び主要各州、そして国際税務に関するデイリーニュース）、MLex出版物（米国及び各国の税制当局の動向分析と実務への影響をまとめた隔週のジャーナルのアーカイブ）			
	(6)	データベースの検索及びダウンロード	上記[5]について次の条件により抽出したデータのダウンロードが可能であること。			
	(6) イ		任意の期間（日、月、年等）			
	(6) ロ		任意の条件（固有名詞等） なお、データ抽出に当たっては、一つの検索式において複数の論理演算子を用いることにより、詳細な検索条件の設定が可能であること。			
	(6) ハ		任意の時点（少なくとも過去3年間のデータを保存していること）			
	(7)	データベースの更新	請負業者は保有する情報について、情報の種類に応じた適切な期間毎にデータベースの更新等を行い、最新の情報を迅速に提供できること。			
	(8)	データベースの利用法・活用法等に関する研修の実施	当校から要望した場合には、当該データベースの利用者に対して、データベースの利用法・活用法等に関する研修を実施すること。なお、研修の形態は、原則、利用者が当該データベースを実際に使用して行う実地研修とすること。			
	(9)	サポート体制	当校からの質問・問合せ等に対して、日本国内において電話によるサポートサービスを提供すること。			
	(10)	請負業者の資格	過去に同様の業務内容について受託経験があること。	※同様の業務を受託した経験がわかるものを添付すること。		

令和 年 月 日

## 指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官  
税務大学校副校長 殿

住 所

氏 名  
又は  
会 社 名

代表者氏名

「世界の法令・判例等に関する各種情報の提供」の公募に参加するに当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合には、直ちに指名停止等の通知書を提示するとともに、本公募には参加いたしません。

## 誓 約 書

- 私  
当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官  
税務大学校副校長 殿

年       月       日  
住所（又は所在地）  
社名及び代表者名

#### 連絡先

所 属	氏 名	電話番号	メールアドレス

※名刺を添付することで、記載を省略することができる。

※ 添付書類：役員等名簿

## 役員等名簿

法人（個人）名：

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	

（注）法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名（フリガナ）」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

## 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

税務大学校副校長 殿

所 在 地

氏名又は  
会社名

代表者氏名

下記の者を当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 代 理 人 住 所

役職名

氏 名

2 委任事項 (1) 「世界の法令・判例等に関する各種情報の提供」に係る参加申込、見積及び契約に関する一切の権限

(2) 復代理人の選任

3 委任期日 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

(申込書等提出日～委任事項終了の日)

連絡先

所 属	氏 名	電話番号	メールアドレス

※名刺を添付することで、記載を省略することができる。

## 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

税務大学校副校長 殿

所 在 地

役 職 名

代理人氏名

下記の者を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 復代理人 住 所

役職名

氏 名

2 委任事項 「世界の法令・判例等に関する各種情報の提供」に係る参加申込、見積及び契約に関する一切の権限

3 委任期日 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

(申込書等提出日～委任事項終了の日)

連絡先

所 属	氏 名	電話番号	メールアドレス

※名刺を添付することで、記載を省略することができる。

## 契 約 書 (案)

記

## 第1条（本契約の目的／信義誠実の原則）

- 1 本契約は、別紙1仕様書（以下「仕様書」という。）に基づく業務並びにそれに関連する業務（以下「本業務」という。）に関する事項を定めるものである。
  - 2 乙は、甲の指示（仕様書）に基づき本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。
  - 3 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行しなければならない。

## 第2条（履行場所）

- 1 本業務の履行場所は、甲が指定又は承認する場所とする。
  - 2 甲は、必要に応じて履行場所を視閲することができる。
  - 3 履行場所の要件及び乙が履行場所を使用するに当たって遵守すべき事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

### 第3条（履行期間）

履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

#### 第4条 (契約金額)

- 契約金額は、＊＊＊＊＊円（うち消費税額及び地方消費税額＊＊＊＊＊円）とする。  
支払内訳は、月額＊＊＊＊＊円（うち消費税額及び地方消費税額＊＊＊＊＊円）とする。
  - 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

## 第5条 (契約保証金)

甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

#### 第6条 (権利、義務の譲渡等の禁止)

- 1 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
  - 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づきセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

#### 第7条（下請け、委任等の禁止）

- 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
  - 乙は、原則として本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あ

らかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りでない。

- 3 前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
- 4 本条第2項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は、甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。
- 5 乙は、第24条第1項第13号から第22号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないこととする。
- 6 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 7 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないとときは、本契約を解除することができる。
- 8 前2項の場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。
- 9 第7項の場合、乙は甲が実際に被った損害について、第21条に規定する損害賠償責任を免れない。

#### 第8条（受託条件の維持）

乙は、本契約が終了するまで仕様書に定める受託者の条件を維持しなければならない。

#### 第9条（秘密の保持）

- 1 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び乙が甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 2 乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体された成果物、ソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
- 3 乙は、自らの従事者及び第7条第2項ただし書により甲の承認を受けた第三者に、本条の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部を解除することができる。
- 5 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、乙に対して契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。この場合、乙は、甲若しくは国税庁等国税組織全体に属する全部又はいずれかの組織（以下「甲等」という。）が実際に被った損害について、第21条の損害賠償責任を免れないものとする。
- 6 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別添の取扱いを遵守しなければならない。
- 7 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

#### 第10条（費用負担）

本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

#### 第11条（事情変更）

- 1 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他

著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。ただし、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

#### 第12条（監督等）

- 1 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本業務の遂行を監督させ、必要な指示をさせることができる。
- 2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- 3 甲は、第7条第2項ただし書により承認した場合には、乙に対し、本契約上の義務の履行に関してなされた乙と承認を得た第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

#### 第13条（検査）

- 1 乙は、本業務を終了したときは、速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査（以下「検査」という。）を受けなければならない。
- 2 甲は、乙から本業務終了の報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に、検査職員により検査を行わなければならない。
- 3 甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
- 4 乙は、検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、甲の指定する期間内に修補し、又は再作業をし、若しくは提出物の代品を提出しなければならない。
- 5 提出物につき、数量不足が判明したときは、乙は甲の別段の指示がない限り、甲の指定する期間内に不足数を追加提出し、追加作業をしなければならない。
- 6 前2項の場合の受入手続は、本条第1項に定める受入手続を準用する。
- 7 提出物の不合格品に関し、本条第4項の規定に従って、甲の指定する期間内に乙による適切な修補又は再作業が行われる場合を除き、甲は、提出物の不合格品の保管につき、何ら責を追わないものとする。
- 8 乙は本条第1項の検査に合格したときをもって本業務を完了（以下「業務の完了」という。）したものとする。
- 9 本条第3項、第4項及び第5項の場合において生じる一切の費用は、乙の負担とする。

#### 第14条（随時検査）

- 1 甲は、必要に応じ、前条に規定する検査のほか、検査職員により、乙の本業務の履行につき随時検査（以下「随時検査」という。）を実施させることができるものとする。
- 2 前条第3項、第4項、第5項、第7項及び第9項の規定は、本条において準用する。

#### 第15条（契約金額の請求及び支払）

- 1 乙は、当該月分の業務完了後、甲があらかじめ定める書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書により、甲に対して当該月分の業務に相当する金額を請求するものとし、甲は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、あらかじめ甲において定める方法により乙に支払う。
- 2 前項の期限内に甲の支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによる。

#### 第16条（本業務完了後における説明等）

乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務内容について説明又は資料の提出を求めら

れたときは、これに応じなければならない。

#### 第17条 (危険負担)

- 1 業務の完了前に生じた納入物件の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた場合は、この限りでない。
- 2 業務の終了後に生じた納入物件の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、すべて甲の負担とする。ただし、乙の故意又は過失により生じた場合は、この限りでない。

#### 第18条 (調査)

- 1 甲は、本業務を確認するために特に必要があるとき又は本契約に基づいて生じた損害、違約金その他の金銭債権の保全を図るため必要があると認めるときは、乙に対し、期限を示して、その業務又は資産の状況に関し、報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者（甲と契約関係にある公認会計士等を含む。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。
- 3 本条第1項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 4 前項の場合、乙は、甲等が実際に被った損害について、第21条に規定する損害賠償を免れないものとする。

#### 第19条 (談合等の不正行為に係る解除)

- 1 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

#### 第20条 (談合等の不正行為に係る違約金)

- 1 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2か

ら第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は前項の第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項、（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
  - (2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第21条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

## 第21条（損害賠償）

- 1 乙は、債務不履行に基づき、甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。
- 2 前項の損害には、甲等が乙に対し履行を求める一切の費用並びに甲等の提供する行政サービスの受領者（以下「納税者等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲等が納税者等に支払いを命ぜられた金額、甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用及び訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

## 第22条（賠償金等の徴収）

- 1 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

## 第23条（乙の契約不適合責任及び品質保証義務違反）

- 1 甲は本業務を完了した日から起算して1年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法に

より、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で、本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。
  - (1) 本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
  - (2) 本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
  - (3) 契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

#### 第24条（解除）

- 1 乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認めたときは、甲は何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
  - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないと。
  - (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
  - (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
  - (5) 著しい納期の遅延のあったとき。
  - (6) 第13条で定める再検査を経ても検査に合格する見込みがないと甲が判断するとき。
  - (7) 第23条に規定する契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は同条に定め

る甲の請求に応じないとき。

- (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立があったとき。
- (10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき、もしくは清算に入ったとき。
- (11) 手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
- (12) 解散の決議をしたとき。
- (13) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。
- (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
- (19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
- (20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
- (21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
- (22) その他、第18号から21号に準ずる行為をしたとき。

- 2 甲が前項の規定により本契約を解除した場合には、甲は、乙に対し、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 3 乙が本契約上の規定に違反した場合には、甲は、本条第1項の解除をしない場合でも、乙に対して、前項の金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 4 前2項の場合、乙は、甲等が実際に被った損害について、第21条の損害賠償責任を免れないものとする。
- 5 甲が第1項の規定により本契約を解除した場合、乙は甲に対して損害賠償等、名目的一切を問わず、金銭を要求することができない。

#### 第25条（本契約の任意解約等）

- 1 甲は、乙が本業務を完了せざる間は、自己の都合により本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打ち切ることができるものとする。
- 2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合、甲は、乙の要求に応じ、次の各号に定める費用を補償する。
  - (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
  - (2) 本契約の一時中止若しくは打切りの場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用
- 3 前項の場合において、乙は、甲に対して、前項の費用以外に損害賠償等その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。

## 第26条（不当介入に関する通報・報告）

乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

## 第27条（法律、規格等の遵守）

乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

## 第28条（紛争の解決）

- 1 本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともこれに服するものとする。
- 2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

## 第29条（人権尊重努力義務）

乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

## 第30条（補則）

本契約と、甲乙間で別途締結する申込書の利用規約に内容の相違がある場合は、本契約に定められた内容を優先することとし、本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約を締結する証として、この契約書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 埼玉県和光市南2丁目3番7号

支出負担行為担当官

税務大学校副校長 江崎純子

乙

## 個人情報に関する取扱い（第9条第6項）

### （定義）

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

### （秘密保持）

第2条 乙は、甲の事前の書面等による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を持出し、第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

- 2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲の事前の書面等による承諾を得て個人情報を第三者に開示又は提供等する場合には、第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（（以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

### （個人情報の使用）

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

### （複製等）

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面等による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

- 2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

### （管理）

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定めるものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

- (1) 個人情報の取扱い責任者
- (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
- (3) 個人情報の授受、移送方法
- (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法
- (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
- (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容

## (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要のある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接すことのないよう個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

### (個人情報の取得)

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書等にて行うこととする。

### (問合せ等)

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

### (個人情報の返還)

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

### (事故発生時の対応等)

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

### (再委託の取扱)

第10条 乙は、甲の書面等による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面等による承諾を得て本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、第三者に対し本別添と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第 11 条 乙は、本件業務期間中、甲が求めた場合は、第 2 条から第 4 条並びに第 5 条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別添上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

4 第 1 項又は第 2 項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第 3 項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。